

公認 SAM コンサルタント資格認定基準

(目的)

第1条 本基準は、公認 SAM コンサルタント（以下、「CSC」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

第2条 SAMAC の基準に則した、ソフトウェア資産管理（SAM）に関する正しい知識を有しており、且つ SAM の構築や改善を指導・助言することが可能である能力を有している者を、CSC として認定する。

2. CSC 資格の認定要件として、次のとおり定める。

(イ) 3年以内に、SAMAC が認定した研修を受講し、これを修了していること。

(ロ) 3年以内に、SAMAC が認定したトレーニングを受講し、これを修了していること。

(ハ) 1年以内に、SAMAC が認定した下記試験に合格していること。

・ライセンス知識試験

但し次の場合は受験を免除とする

a ライセンスマネージャー資格取得者

b 理解度試験合格後 SAMAC 主催ライセンスセミナーを受講した者

・理解度試験

(ニ) 過去3年以内に、3件以上のソフトウェア資産管理に関する評価や構築等の支援実績、もしくは2年以上のソフトウェア資産管理に関する業務の実務実績を有していること。なお、実績については、上長の承認を得ていること。

なお、「ソフトウェア資産管理に関する業務」は次のようなものが挙げられる。ただし、下記以外の業務についても、資格認定委員会が妥当と認めた場合はこの限りではない。

- ・ ソフトウェアを含む IT 資産の管理業務
- ・ ソフトウェアを含む IT 資産の調達業務
- ・ ソフトウェアを含む IT 資産の管理用ツールの開発業務
(プログラミング業務等は含まない)

(ホ) (ニ) で定める「ソフトウェア資産管理に関する業務」を顧客へ提供した実績については管理基準・評価基準・JIS・ISO を用いたソフトウェア資産管理に関する評価や構築等の支援であること。

合格時点でこの条件を満たさない場合、特例として1年以内として申請を可能とする。

(ヘ) 別途定める申請書を提出し、資格認定委員会にて書類審査に合格していること。

(ト) 登録審査料として、SAMAC に1万円（消費税等別）を納めていること。

ただし、納めた登録審査料は理由を問わず返金しないものとする。

(再試験)

第3条 SAMAC 認定試験の結果、合格基準に満たない場合は、研修修了証書の発行日から3年以内に再試験を受けることができる。但し再試験は第2条2(イ)の研修受講にはあたらない。

2. 再試験を受けるためには、再試験料として SAMAC に1科目5千円（消費税等別）を納めなければならない。

(資格有効期間)

第4条 資格の有効期間は、資格認定後3年間とする。

(資格更新要件)

第5条 下記に示す要件を満たす場合は、CSC 資格を更新することができる。

(イ) CSC資格の有効期間内に、下に示す活動ポイント表の条件に従い、毎年最低10ポイントを取得し、かつ維持審査料として7千円(消費税等別)をSAMACに納付していること。維持申請時に当該要件を満たすことができない場合は、翌年度に要件を満たすことを前提に、CSC 資格の維持を許可する。ただし、2年連続して当該要件を満たすことができない場合は、CSC 資格の停止(CSCを名乗ることができない状態)について資格認定委員会で検討する。

(ロ) CSC資格の有効期間内に合計60ポイント以上を取得しており、CSC資格更新時に更新審査料として1万円(消費税等別)をSAMACに納付していること。CSC資格更新に際して維持審査料は不要とする。CSC資格更新時に当該要件を満たすことができない場合は、CSC資格を停止するものとする。その後1年間の猶予期間を与え、この間に当該要件を満たした場合はCSC資格を更新できるものとし、満たすことができなかった場合は、猶予期間終了時にCSC資格を剥奪する。

(ハ) 維持・更新審査料の納付、または維持・更新申請書類の提出が行われない場合、期日より6ヵ月経過した時点でSAMACホームページ「公認SAMコンサルタント認定登録者一覧」より削除する。期日より1年を経過した場合、CSC資格を失効するものとする。

(ニ) 維持・更新審査料を納付した場合であっても維持・更新条件を満たさない場合、CSC資格失効をする。その際、納付された維持・更新審査料は返金しない。

2 CSC認定者の申請及び審査料免除について以下の通り定める。

(イ) SAMACの各ワーキンググループ(以下「WG」という)のリーダーまたはメンバーとして活動した場合、公認SAMコンサルタントの維持・更新にかかる書類の提出、審査料の支払いを免除される。

(ロ) 事務局は、CSCの維持・更新時期を迎えるCSCについて、各WGリーダーへ活動実績の確認を行い、免除対象者を判定する。

■活動ポイント表

カテゴリ	対象	取得ポイント数	1年度上限ポイント数	実績証明手段
1. 知識習得	ア) SAMACによる更新研修の受講	1回につき 5ポイント	5ポイント	研修完了証
	イ) SAMACが主催あるいは認定した、セミナーや研修の受講	1時間につき 1ポイント	上限なし	セミナー受講票 (セミナータイトルと受講者名がわかるもの)
	ウ) その他、ITやセキュリティに関するセミナーの受講	1時間につき 1ポイント	上限なし	セミナー受講票 (セミナータイトルと受講者名がわかるもの)
	エ) SAMに関する自己学習	2時間につき 1ポイント	10ポイント	自己学習内容 (テーマと時間を申告)
	オ) 成熟度評価マスター	履修 1回目2ポイント 2回目3ポイント 課題 1課題2ポイント 事例・懸案事項発表 1回2ポイント	-	研修修了証

■活動ポイント表（つづき）

カテゴリ	対 象	取得ポイント数	1 年度上限 ポイント数	実績証明手段
1. 知識習得	カ) 構築マスターおよび 運用改善マスター	履修 1回目、2回目3ポイ ント 3回目4ポイント	-	研修修了証
		課題 1 課題 2 ポイント	-	
		事例・懸案事項発 表 1 回 2 ポイント	-	
2. 実務経験	キ) 管理基準・評価基準・ JIS・ISO を用いたソフト ウェア資産管理に関する 評価や構築等の支援	1 件につき 5 ポイント	20 ポイント	様式 24 により、実施先組織名または概要 (都道府県、業種、対象範囲の規模)、 実施内容、支援期間の申告、CSC 上司または 所属組織などの実績を証明する第三者の 名前、連絡先。 ITAM に関するツールやシステムの開発に携 わっている場合には、その開発の要件定義 に関わっており、当該要件が管理基準に則 したものであることが確認できれば可とする (所属組織の証明印は必要)。
	ク) ソフトウェア資産管理に 関する業務	20 ポイント	20 ポイント	様式 24 により、自社内管理の業務 (受託し て行っている場合を含む) について申告、 CSC 上司または所属組織などの実績を証明 する第三者の名前、連絡先。 組織の IT 資産管理の管理者あるいは担当者 として IT 資産管理業務を行っていること。
3. SAM への貢献	ケ) SAM に関するセミナーや 研修の講師	30 分以上 1 時間 につき 1 ポイント ※30 分未満のセ ミナーは個別に ご相談ください。	上限なし	主催組織の証明書および研修資料 初回は準備分として左記の実施ポイントに 3 ポイント加算 (講師ポイント+準備ポイント)
	コ) SAM に関する執筆活 動	1 回につき 3 ポイント	6 ポイント	掲載誌名称及び掲載内容のコピー
	サ) 他団体への参加による SAM に関する普及啓発活動	1 年につき 2 ポイント	4 ポイント	1 年に満たない場合には 2×活動月数÷12 で 小数点以下切り上げ。活動団体による証明 書。

(本基準の改廃等)

第6条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。

2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

(本基準の施行)

第7条 本基準は 2011 年 6 月 22 日より施行する。

2011 年 11 月 8 日 改訂

2012 年 9 月 4 日 改訂

2013 年 4 月 21 日 改訂

2013 年 10 月 9 日 改訂

2014年	4月 1日	改訂
2015年	3月 13日	改訂
2015年	6月 1日	改訂
2015年	11月 25日	改訂
2016年	3月 16日	改訂
2017年	10月 17日	改訂
2019年	7月 29日	改定
2020年	5月 26日	改訂

以上